

平成29年度スターリング機関用コンテナ（製造）に係る物品調達
の契約希望業者募集要項

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
高 梨 洋 之

平成29年度スターリング機関用コンテナ（製造）に係る物品調達の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目等

平成29年度スターリング機関用コンテナ（製造）に係る物品調達
細部については別表のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な
同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）分任支出負担行為担当官又は防衛省としての指名停止等の処置を受けている
期間中の者でないこと。
（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正
な契約の履行が確保される者
（5）平成28年度、29年度、30年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品
の製造」の競争参加資格を有している者又は経営の規模及び経営の状況がそれ
と同等である者
（6）本事業に必要な次の体制及び能力を有する者

- ア 機械器具、生産設備、検査設備等
 - イ スターリング機関「コッカムスV4-275R Mk III」の製造図面、技術図書その他の知的財産、工業所有権に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じていること。
 - ウ 法令等の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、契約履行時までには当該許可又は認可を受けられる見込みであること。
 - エ 特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を契約履行時に使用可能であること。
 - オ 応募を希望する品目及び当該品目を接続する機器に応じた規格、品質による製造が可能であること。
 - カ 納入後の不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (7) 本事業の一部を下請負業者に委託させる場合は、業務に応じて第6号の条件を満たす者であること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

なお、複数年度の調達に係る合格の結果通知を受けた者は、対象期間内の各年度開始前までに、提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 第2項第5号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することでア、イに示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公

募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去５年間に於ける、調達予定品目又は同等品の最新契約実績（実績がない場合は省略可）

イ 第２項第６号に規定する体制、能力等を有することを証明できる資料

ウ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務によっては、イに規定する資料を添付すること。）

５ 参加表明書及び技術資料の提出先等

（１）提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒１１４－８５６５

東京都北区十条台一丁目５－７０

０３－３９０８－５１２１（内線５６６５、５６６６）

（２）提出期間

平成２９年７月２６日（水）～平成２９年８月２８日（月）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（３）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（４）提出部数

参加表明書、技術資料共各２部（第３項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は１部）

６ 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

７ 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てことができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類： 1 別紙様式「参加表明書（記入例）」
2 別 表

別紙様式

〇〇. 〇〇. 〇〇

(記入例)

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

〇〇〇〇〇〇(株)

代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

平成２９年度スターリング機関用コンテナ（製造）に係る物品調達（補本公示第
６７号（２９．７．２６））について、下記のとおり応募します。

記

番号	調達予定品目名	備 考 (適用機器代表例等必要事項)
１	スターリング機関用コンテナ	スターリング機関「コッカムスⅤ４－２ ７５Ｒ ＭｋⅢ」格納用
	以下余白	

添付書類：１ 資格審査結果通知書

添付書類：２ 技術資料一式

調達品目一覧表

番号	調達予定品目名	備 考 (適用機器代表例等必要事項)
1	スターリング機関用コンテナ	スターリング機関「コッカムスV4-275R MkⅢ」格納用
	以下余白	